

Ⅳ 指定数量未満の危険物等の届出

第1 指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの届出

- 1 条例第53条第1項の規定による「個人の住居」には、施行令別表に掲げる防火対象物で指定対象物に該当しないものを含むものとする。
- 2 条例第53条第1項の届出については、前Ⅱ第2（同一場所の扱い）の区分ごとに数量を算定し届出すること。
- 3 屋外タンク等において、同一所有で、かつ、同一敷地内に設置しているものについては、一の届出にできること。
- 4 危険物製造所等に付属する少量危険物貯蔵取扱所において、危険物製造所等設置許可及び変更許可申請に含まれているものについては、届出を省略することができること。

第2 少量危険物FRP製地下タンクの届出に伴う事務処理

1 書類審査等

(1) 耐荷重

条例第31条の5第2項第4号に規定する圧力において漏れ又は変形していないことを、自主検査結果等により確認すること。

(2) タンクの材質、構造及び設置方法

条例第31条の5第2項に基づき、ミルシート（材料成績表）、タンク埋設図等により確認すること。

2 中間検査

工事完了時において、条例の基準に適合していることの確認が困難な部分（埋設タンクの設置状況、埋設配管の敷設状況等）の現地調査については、工事管理記録等により確認すること。

なお、特殊な形態のタンク等については、施工業者と打合わせのうえ工事施工場所へ出向して確認すること。

3 タンク検査

審査基準等（条例・規則）による「指定数量未満の危険物等のタンク水張・水圧検査の審査基準」に基づき実施すること。

4 その他

(1) 届出の提出時期は、タンクの設置場所及び工事の施工状況等について、あらかじめ工事完了前に確認する必要があることから、施工業者等に対して工事着工前の届出を指導すること。

(2) 届出には、「FRPタンク位置構造明細書」を添付させること。

(3) FRPタンクの制作及び現行のFRPタンクの仕様及び工事の施工方法等の変更に伴う事前相談については、消防署予防担当で相談を受けるよう指導すること。

FRPタンク位置構造設備明細書

製造事業所名									
製造年月日		年 月 日							
製造番号									
貯蔵（取扱）危険物				材 質					
タ ン ク の 諸 元	断面形状		寸 法			タ ン ク の 諸 元	マ ン ホ ー ル	板 厚	mm
	最 大 容 量	長 さ		mm	ふたの材質				
		幅		mm	ふたの板厚			mm	
		高 さ		mm	配管とタンクとの接合部 損傷防止の方法				
	板 厚		mm						
	最 大 容 量				タ ン ク の 埋 設	タンクに自動車等による荷重がかかるおそれの有無	有 ・ 無		
	ガ ラ ス 繊 維	種 類				タ ン ク の 埋 設	有 の 場 合 の 対 策		
		ガラス繊維量				タ ン ク の 埋 設	埋 設 の 深 さ		
	F	引 張 強 さ		kgf/N		タ ン ク の 埋 設	埋 設 の 方 法		
		曲 げ 強 さ		kgf/N					
R	空 洞 率		%		備 考				
	曲 げ 弾 性 率		kgf/N						
P	バーコール度								
	揺変剤使用の有無								
補 強 部 材	補強部材の有無								
	材 料								
	心材の材料								

第3 指定数量未満の危険物等のタンク水張・水圧検査

条例第54条は、指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンク若しくは指定可燃物のうち可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱うタンクの位置、構造及び設備の技術上の基準（第31条の4第2項第1号（第31条の5第2項の規定により準用する場合を含む。）及び第31条の6第2項第2号）に規定される水張検査又は水圧検査を、タンクの製造者又はタンクを設置しようとする者から申請があった場合、当該検査を実施できる規定である。申請があった場合、下記審査基準に定める基準に従い検査を実施し、適合したものについては、条則第18条に基づき、検査済証を交付する。

1 審査基準

- (1) 検査するタンクの形状、寸法、材質及び構造等が申請内容と相違ないものであること。
- (2) 水張検査を行う場合は、ソケット上部まで満水した状態で、漏れ又は変形しないものであること。
- (3) 水圧検査を行う場合は、規定の圧力（最大常用圧力の1.5倍）をかけ、10分以上経過した後において漏れ又は変形しないものであること。
- (4) 鋼板、ステンレス及びアルミニウムのタンクは、溶接ビートの最も外側の部分をハンマーで軽打し、漏れがないものであること。ただし、FRPタンクにあっては、ハンマー検査を行わないものであること。
- (5) 中仕切タンクについては、各室ごとに水張りし、又は水圧をかけ、単一タンクと同様の検査を行い、漏れ又は変形しないものであること。
- (6) FRPタンクは、次の外観検査を行い、欠陥がないものであること。
 - ① 樹脂が繊維に十分含浸されているものであること。
 - ② ガラス繊維の露出がないものであること。
 - ③ 異物の混入がないものであること。
 - ④ 表面の著しいキズがないものであること。
 - ⑤ ひび割れがないものであること。
 - ⑥ 表面近くに空気泡がないものであること。

2 留意事項

- (1) 鋼板製等のタンクの底部の溶接部分等が容易に点検できるよう、架台上に設置してあるものであること。
- (2) 鋼板製等のタンクは、溶接部分等に係る欠陥がないことを外観上から確認できるよう、予めタンク表面に付着している錆、油分、水分、汚れ、溶接スパッター等を除去しておくものであること。
- (3) 水圧検査等に使用する圧力計は、微小の圧力変化が確認できる最小単位の低圧用のものを使用するものとする。
- (4) 加圧又は減圧する検査のタンクの注入口、計量口等を閉鎖するために使用するメクラ板（閉止板）、キャップ、プラグ等は、試験圧力に十分耐えられるものであること。